四四　サッカル市における気象レーダー設置計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　五　七

四五　カンボジア王国についての包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の効力発生に関する件　五　七

四六　税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定　五　28　一

四七　二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件　八　四

四八　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一二　五

四九　エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　五

五〇　ニジェール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　五

五一　クフォ県及びプラトー県における飲料水供給システム強化計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　五

五二　コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　五

五三　ボツワナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　五

五四　マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　六

五五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　一二　32　三二

五六　動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　一二　32　三五

五七　パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　一六　五

五八　ウクライナ政府に対する贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件　一六　五

五九　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　一六　五

六〇　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書十四―A及び十四―Bの改正に関する外交上の公文の交換に関する件　一七　四

六一　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書十四―C―1及び付録二―C―2の改正に関する外交上の公文の交換に関する件　一七　六

六二　南インド洋漁業協定への中華人民共和国の加入に関する件　一七　九

六三　食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　二

六四　シエラレオネ共和国におけるギー効果向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件　二二　二

六五　スーダン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関するリロングウェ市における変電所改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　二

六六　外国公文書の認証を不要とする条約へのシンガポール共和国の加入に関する件　二二　二

六七　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二四　特17　二

六八　〇財務省
財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和二年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　二四　24　一

六九　登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　三　25　二九三

二四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　28　四

二五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　28　四

二六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　28　五

二七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　28　五

二八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　28　六

二九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　五　28　七

三〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　30　二

三一　特定投資指針　九　30　九

三二　株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する告示　一五　33　九四